



島根県報

平成20年11月11日（火）

第2,034号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

定例県議会を招集する月の変更	（財 政 課）	2
障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定	（障害者福祉課）	2
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林	（ " ）	2
解除予定保安林	（ " ）	3
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	3

【教委公告】

島根県立図書館情報システムの調達に係る契約予定者を決定するための提案競技 の実施	（生涯学習課）	4
---	---------	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料 の額の一部改正		10
---	--	----

告 示**島根県告示第890号**

平成20年12月に招集すべき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の定例会は、定例県議会を招集する月（昭和27年島根県告示第733号）の規定にかかわらず、平成20年11月に招集する。

平成20年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第891号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成20年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
サン薬局	大田市長久町長久口225-6	精神通院医療	平成20年11月1日

島根県告示第892号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
浜田市宇津井町926、金城町宇津井927-5
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第893号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村大野原959から961まで
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)
-

島根県告示第894号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市生湯町1768-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 解除の理由
保健衛生施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
-

島根県告示第895号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
東出雲町
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画下水道事業
東出雲町公共下水道
 - 3 事業施行期間
昭和52年8月9日から平成26年3月31日まで
-

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年島根県告示第609号、昭和54年島根県告示第115号、昭和56年島根県告示第882号、昭和61年島根県告示第929号、平成元年島根県告示第830号、平成4年島根県告示第483号、平成7年島根県告示第869号、平成12年島根県告示第691号、平成15年島根県告示第368号の事業地のうち、大字出雲郷字西灘、字向原、字以下谷、字古城、大字内馬字以下尻、字具曲り、大字春日字以下、字以下家ノ前、字以下家ノ後、字以下谷、大字須田字下小路、大字下意東字刳穴、字五倫、字折返シ、字津臺、字六角、字深坪、字立丁、字丸塚、字新開、字松原、字長刀、字松中江、字万藏及び字芥子田地内において事業地を変更する。

教 育 委 員 会 公 告

島根県立図書館情報システムの調達に係る契約予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成20年11月11日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名称

島根県立図書館情報システムの構築及び貸貸借並びに保守業務

(2) 調達対象

ア 図書館情報システムの構築

イ 既存データの新システムへの移行

ウ 図書館情報システムのハードウェア（設置・工事費を含む。）及びソフトウェアの貸貸借並びに保守業務（運用支援業務を含む。）

エ 職員に対する操作研修

(3) 仕 様

「島根県立図書館情報システムの構築及び貸貸借並びに保守業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 提案価格の上限額

合計額は、90,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。このうち、平成20年度は0円とし、平成21年度から27年度までは、各年度の上限金額を15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(5) 提案価格の考え方

調達対象に含まれる一切の費用を見積ること。

(6) 構築期間及び貸貸借・保守期間

ア 島根県立図書館情報システムの構築業務

期 間：契約の日から平成21年7月19日まで

イ 島根県立図書館情報システムの貸貸借及び保守業務

期 間：平成21年7月20日から平成27年7月19日まで

ウ 職員に対する操作研修

期 間：上記のア及びイの期間内の随時

(7) 納入場所

島根県松江市内中原町52 島根県立図書館

2 提案競技の参加資格

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件を、共同提案者にあつては次の(2)に掲げる要件を、共同企業体にあつては次の(3)に掲げる要件を満たし、島根県教育委員会教育長の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

提案者が次のアからケまでのすべての要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税を滞納していない者又は納税義務がない者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税を滞納していない者又は納税義務がない者であること。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- キ この提案競技に参加する共同提案者又は共同企業体の構成員でないこと。
- ク ISO9001による品質管理を行うことができる者であること。
- ケ 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者（以下「賃貸借有資格者」という。）であること。

(2) 共同提案者の資格要件

共同提案者のすべてが(1)のアからカまでの要件及び次のアの要件を満たし、かつ、共同提案者のいずれかが(1)のク及びケの要件を満たすこと。

ア この提案競技に参加する他の共同提案者又は共同企業体の構成員でないこと。

(3) 共同企業体の資格要件

共同企業体の構成員のすべてが(1)のアからカまでの要件及び次のア及びイの要件を満たし、かつ、共同企業体の構成員のいずれかが(1)のク及びケの要件を満たすこと。なお、共同企業体の代表構成員については、次のウの要件を満たすこと。

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合（分担施工方式（乙型）の共同企業体にあつては「構成員の役割分担」と読み替えるものとする。）
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関

- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ク) 欠損金の負担の割合
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (リ) その他必要な事項

イ この提案競技に参加する他の共同企業体又は共同提案者の構成員でないこと。

ウ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること（分担施工方式（乙型）の共同企業体にあつては、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。）。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布方法、配布場所、配布期間等

ア 配布方法・配布場所

島根県立図書館（資料情報グループ）において配布

イ 配布期間及び時間

期間：平成20年11月12日（水）から平成20年11月19日（水）までの休館日を除く毎日

時間：午前9時から午後5時まで

(2) 提案競技説明会

開催日時 平成20年11月20日（木） 13時30分から

開催場所 島根県立図書館1階集会室

備 考 提案競技説明書及び同付属書類一式を持参すること。

4 参加資格に係る提出書類

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、2の参加資格を有すると認めた者に限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 島根県立図書館情報システムの構築及び賃貸借並びに保守業務に係る提案競技参加資格確認申請書

イ 会社等概要書

※添付資料：直近の財務状況を示す書類（貸借対照表、損益計算書、余剰金又は欠損金の処理状況）及び現在事項全部証明書（共同提案・共同企業体の場合は、構成員すべてについての書類及び証明書）

ウ 誓約書（共同提案・共同企業体の場合は、構成員すべてについての誓約書）

エ 島根県税の滞納がないことの証明書（共同提案・共同企業体の場合は、構成員すべてについての証明書。ただし、賃貸借有資格者は不要）

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（共同提案・共同企業体の場合は、構成員すべてについての証明書。ただし、賃貸借有資格者は不要）

カ ISO9001の認証取得登録書の写し

キ 担当者届

ク 委任状（ただし委任状が必要な場合のみ）

ケ 協定書の写し（共同企業体のみ）

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

平成20年12月12日（金）午後5時までに提出すること。

なお、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

(3) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成20年12月15日付けで、郵送にて通知する。

5 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。

なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付けるものとするが、FAXまたは電子メールにより送付する場合は、必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

F A X 0852-22-5728

電子メール tosyokan@pref.shimane.lg.jp

(3) 送付期限

平成20年11月28日（金）午後5時まで（必着）

(4) 質問に対する回答は、平成20年12月5日（金）までに、提案競技説明会に出席したすべての者の連絡先に対し、

FAX又は電子メールにより通知する。

6 提案書の提出について

提案競技参加資格審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県立図書館情報システムの構築及び賃貸借並びに保守業務について提案すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求められることがある。

(2) 要求する仕様

「仕様書」を参照すること。

(3) 提案書の形式

形式は任意とする。ただし、用紙はすべてA4判とし、ページを付するものとする。

(4) 書類の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

「島根県立図書館情報システムの構築及び賃貸借並びに保守業務に係る提案書提出届」に下記書類を添付の上、10部を提出すること。ただし見積書は正式なもの1部を提出のこと。

(ア) 提案書 10部

(イ) ハードウェア・ソフトウェアシステム一覧表 10部

(ウ) 見積書 1部

(エ) ソフトウェア機能詳細要件回答書 10部

(オ) 図書館情報システム受注実績書 10部

ウ 提出期限

平成20年12月24日（水）午後5時までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

11の提案競技に関する問合せ先に同じ。

7 選定方法

(1) 別に設置する「島根県立図書館情報システム調達に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、島根県立図書館情報システムの契約予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を特に考慮する。

ア 導入の目的に関する項目

「地域の図書館を支援する図書館」としての県立図書館の機能を発揮し、現システムが抱える諸問題を解決するとともに、将来のIT技術動向にも対応し、図書館業務の省力化・効率化が図られる機能を有しているか。

イ データ移行に関する項目

図書館情報システムの更改において、データ移行に係る競争性・公平性を阻害する要因を排除したシステムであるとともに、次期システムへ、図書館の全データを特別な作業やプログラム等の付加を要さずに円滑に引き継ぎ、反映ができるシステムであるか。

ウ 拡張性に関する項目

図書館情報システムの機能拡大、データ容量拡大等に対して柔軟に対応できるか。

エ 可用性に関する項目

常時安定した稼働を図ることができるか。

オ データベースシステム及びデータの汎用性に関する項目

データの取出しが容易で、取り出したデータが利用しやすい等、データベースシステム及びデータが汎用性を備えているか。

カ セキュリティに関する項目

データの安全な保護とウィルス等外部からの攻撃・侵入等に対してハード・ソフト両面からの防止対策が取られているか。

キ 環境・省エネルギーに関する項目

環境への負荷を考慮し、省エネルギーを図るための対策が取られているか。

ク 運用・保守に関する項目

日常保守及び職員からの問合せへの対応が的確に行える体制がとられているか。また、障害の発生時に迅速に復旧を図るためのシステム構成及び体制がとられているか。

ケ 操作性に関する項目

県立図書館及び市町村図書館職員並びに利用者、とりわけ高齢者や障害者の利用に配慮した操作性を有し、画面構成がなされているか。

コ 機能に関する項目

図書館業務を迅速かつ円滑に実施することが可能な十分な機能・性能を備えているか。また、「横断検索システム」「コミュニケーションツール」などの新機能は、県立図書館としての使命・目的を十分に発揮させることができるか。

サ システムの開発体制に関する項目

平成21年7月20日に確実に運用開始できるスケジュールとなっているか。また、提案者の開発体制、開発方法、データ移行方法及び職員への操作研修が的確に実施されるか。

シ 類似システムの構築実績に関する項目

国、都道府県、本県と同程度規模の市区町村又は高等教育機関等において、図書館情報システムを構築した実績

があり、かつ、過去において新たに構築したシステムへのデータ移行を実施した実績を有するか。

ス トータルコストの縮減に関する項目

図書館本来の使命・目的を達成するための機能の実現を図りつつ、可能な限りトータルコストの縮減が図られているか。ただし、現システムからのデータ移行経費（仕様書を参照すること。）については、評価の対象外とする。

セ その他独自の機能提案に関する項目

- (3) 評価については、(2)アからシまでの項目に関する提案内容に顕著な差異が認められない場合は、(2)スのトータルコスト（データ移行経費を除く。）が安価な提案を優秀なものとして評価することを基本方針とする。
- (4) 評価及び得点の付与方法は、(3)を基本方針としつつ、あらかじめ設定した評価基準に基づき、得点を算出する。
- (5) 提案書について審査委員会事務局によるヒアリング及び審査委員会によるプレゼンテーション聴取を行う。
- (6) ヒアリング及びプレゼンテーション聴取の実施日、時間、場所等の詳細については、別途通知する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加並びに修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-0873

島根県松江市内中原町52

島根県立図書館 資料情報グループ 担当：三田、矢野

電 話 0852-22-5725

F A X 0852-22-5728

電子メール tosyokan@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

(1) Nature and quantity of service to be required

Update of total computer information management system for Shimane Prefectural Library

(System migration, system development, hardware and software lease contract, maintenance, operative support, etc.)

(2) Deadline for submission of proposal documents:

17:00

24 December 2008

(3) Contact Details:

Shimane Prefectural Library

52 Uchinakabara-cho, Matsue-shi, Shimane-ken 690-0873, Japan

TEL 0852-22-5725

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第5号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行する。

平成20年11月11日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

出産に係る経費の項中「110,000円」を「140,000円（妊娠22週未満の分べんの場合は、110,000円）」に、「55,000円」を「85,000円（妊娠22週未満の分べんの場合は、55,000円）」に改める。